

実践報告

# 自己指導能力を育成する社会科授業の試み —生徒指導の機能を手がかりとして—

真子 靖弘\* ・ 上長 然\*\*

## Attempt of Social Studies to Improve Self-coaching Competency —Use a Function of Student Guidance as a Clue—

Yasuhiro MANAGO\* and Moyuru KAMINAGA\*\*

### 【要約】

生徒指導のねらいは、児童生徒の中に自己指導の力（以下、自己指導能力）を育てることである。また、学校の教育活動全体を通じ、その充実を図っていくことが必要である。こうした観点から、社会科授業においても、生徒指導の機能を意図的に授業設計の中に組み込み、教科目標の達成とともに、自己指導能力を育成することが求められる。そこで、生徒指導の三機能を生かした社会科学習の有効性について実践的研究を行った。

### 【キーワード】

生徒指導の機能、自己指導能力、社会科授業、対話

### 1. 本研究の目的

生徒指導を問題行動を起こした生徒への指導だけと捉えている中学校教員は多く、実際、生徒指導主事が、男性というケースは多い。中学生の時期に問題行動が多く発生しているということも事実であり<sup>1)</sup>、男性教諭が生徒指導主事を引き受けざるを得ないという現状もある。しかしながら、そのことを多くの中学校教員が当たり前のよう受け止め、「生徒指導＝問題行動への指導」と短絡的に考えている側面があるのではないかと考えられる。

本来、生徒指導とは、問題行動を起こした生徒への指導だけではなく、不登校や非行などの問題が発生することを予防する指導や生徒の更なる人間的成長を積極的に促す指導が含まれる。このことは生徒指導提要<sup>2)</sup>の中で生徒指導の目的について「成長を促す指導、予防的な指導、課題解決的な指導」と記されていることから明らかである。

生徒一人一人の成長を促したり、問題が起きる前に予防したりすることが生徒指導の本体の姿であると考えられる。

また、生徒指導のねらいは、児童生徒の中に自己指導の力（以下、自己指導能力）を育てることである。また、学校の教育活動全体を通じ、その充実を図っていくことが必要である。そのように考えると、特別活動や道徳といった時間だけでなく、教科指導の中でも生徒指導の機能を生かし、自己指導能力を育成していくことが求められる。

以上のことから、本研究では生徒の人間的成長を促す、または、問題行動が発生することを予防するといった生徒指導の機能に着目し、自己指導能力を育成することを目指した社会科授業を開発する。自己指導能力を育成するためには、「日々の教育活動においては、①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を

\*小城市立三日月中学校

\*\*佐賀大学文化教育学部

援助することの3点に特に留意すること」<sup>2)</sup>が求められている。

これらの点を踏まえ、自己指導能力を育成する社会科授業の開発することが本研究の目的である。

## 2. 生徒指導と教科指導の関係性

教科指導において生徒指導の機能が発揮されれば、生徒一人一人が互いのよさに気づき、考えを認め合いながら、建設的な意見が飛び交う学習が展開されると考えられる。教師は、生徒一人一人が自己存在感を持てるように生徒理解に努めている。また、生徒の得意な面が発揮されるように授業を設計していく。意図的指名や机間指導の際の発言を後押しする言葉かけなどにより、それは仕組みられていくのである。また、教師は、生徒の発言を頭ごなしに否定するようなことは行わず、教師が意図しているものとは異なる発言であっても、「なるほど、そういう考えもあるね。」とプラスの言葉かけをするのである。そのことにより、周囲の生徒は安心して発言してよいことを学び、生徒同士のやり取りにおいても、異なる考えを受け止めるようになる。このようにして学級の中に共感的人間関係がはぐくまれていくのである。<sup>3)</sup>

教科指導を通して、生徒は、自分の発言が認められることで安心感を得るとともに、生徒同士の安定した人間関係が構築されていくのである。そして、生徒たちは教師が提示した学習課題や級友からの問いかけに、自信をもって自分の判断を行うようになっていくのである。教科指導を通して、自己指導能力が育成されていくのである。

## 3. 生徒指導の機能を生かす教科指導

自己指導能力を育成するための方法を端的に言えば、生徒に①自己存在感を与える、②共感的な人間関係をつくる、③自己決定の場を与えるの3つである。これらを具体的に教科指導の場面で考えると【表1】のようなことが考えられる。

これらの具体的な方法は、社会科という固有の教科だけでなく、他教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等でも活用できると考えられる。

【表1 教科指導における自己指導能力を育成する具体的な方法】

### □生徒に自己存在感を与える方法

- ・生徒の発言を大切にす。
- ・生徒がじっくりと考える（書く）時間を保障する。
- ・机間指導の時間を確保し、困難さを感じている子に声をかける。
- ・ネームプレートを活用し、一人一人の考えを大切にす。
- ・グループ活動を仕組み、小集団で一人一人の考えを述べる時間をつくる。

### □共感的人間関係を育む方法

- ・グループ活動を仕組み、お互いの考えを交流する時間をつくる。
- ・小集団（4人）の中で役割分担をさせ、一人一人にその役割を行わせる。
- ・机間指導中に、異なる視点から自分の考えを書いている生徒をチェックし、意図的指名を行う。

### □自己決定の場を与える

- ・様々な観点の資料から、必要な情報を取捨選択させ、自分の考えを書かせる。
- ・グループまたは学級全体での討論を行わせ、様々な考えを理解した上で、自分の考えを決定させる。

## 4. 生徒指導の機能を生かした社会科授業の実際

### (1) 単元「人間の尊重と日本国憲法」の授業

生徒指導の機能を生かした社会科授業を開発し、S県0市立A中学校3年生38名を対象として、開発した単元授業を実施した。

以下に、授業の概要を示す。

#### ① 単元名と単元を貫く問い

日本国憲法について考えよう（帝国書院pp85-111）

単元を貫く問い：「日本国憲法第96条を改正すべきか」

## ② 単元観

本単元に入る前に、3年生の生徒に日本国憲法に関する意識調査を実施した。「主権者はだれか？」という問いに「政府」と回答した生徒が8名であった。また、「日本国憲法はだれに対して向けられた法なのか？」という問いに対し、「国民」と回答した生徒が29名と多く、「政府（権力）」と回答した生徒は6名であった。このことから、多くの生徒たちは、日本国憲法の基本原理や立憲主義について理解が乏しいということが伺えた。

「憲法」といっても、その言葉が意味するものは一様ではない。一般的には、その国の国家権力の組織やはたらきといった国家のあり方を定めた法のこと（「固有の意味の憲法」）である。しかし、日本国憲法を含めた近代憲法は、これとは違い、国家権力を制限して国民の自由と権利を保障するための法（「立憲の意味の憲法」）である。この憲法がもつ意味の相違が、日本国憲法改正の必要性の有無と大きく関係している。

周知のとおり、日本国憲法は1947年の施行以来1度も改正されていない。しかし、2007年には「日本国憲法の改正手続にする法律」（「国民投票法」）が成立し、改憲への手続きが定められた。このような経緯の中で、主権者として日本国憲法の有り様について学ぶことは意義深いと考える。

本単元では、日本国憲法第96条について考えることを通して、国民が主権者としてあり続けるための憲法について、主権者の一人として生徒が提案することをねらっている。そこで、次のように授業を構成する。

第1段階は単元を貫く問いの設定である。憲法改正の国民投票シミュレーションをもとに、生徒同士、生徒と教師で対話をしながら、単元を貫く現実的な問いを設定していく。第2段階は立論の作成である。まず、教師が作成した日本国憲法を考える基礎・基本ワークシートを教科書や資料集を活用し、解くことにより、生徒の基礎的・基本的な内容の習得を図る。また、補助資料も活用しながら「問い」に対し様々な視点から考え、個人で立論を作成する。第3段階は討論場面の設定である。生徒は、立論と質疑、反論、再反論、総括

を行う。議論を深めるために「先生からの中間コメント」と「ジャッジからの質問」の2つのことを設定する。

第4段階は単元全体を振り返り、憲法第96条改正の発議がなされた時に、どのような決断をするのか一主権者として判断を迫っていく。

## ③ 本単元で行う主な言語活動

- ・教科書や資料集、補助資料などを根拠に、論理的な文章を書いたり、説明したりする。
- ・発言内容を事実や根拠などに注意しながら、分析的・批判的に聞き、反論や判定を行う。

## ④ 単元の指導目標

憲法第96条改正の是非について証拠資料に基づきながら話し合うことを通して、日本国憲法の有り様について考えるとともに、主権者として必要な政治への参画意識を高めさせる。

## ⑤ 単元の評価規準

ア 「日本国憲法第96条を改正するべきか」という問いの追究に意欲的に取り組んでいる。[関心・意欲・度]

イ 日本国憲法第96条が改正された場合の国民に与える影響について考察するために、様々な資料を収集・選択・活用し、討論学習を通して立論作成や反論などを行うことができる。[思考・判断・表現]

ウ 様々な資料から、主権者として憲法の意味や日本国憲法改正の限界などについての情報を適切に選択し、効果的に活用することができる。[技能]

エ 日本国憲法の意義や特色などについて理解し、その知識を身に付けている。[知識・理解]

## ⑥ 単元の授業過程（全11時間）

第1次 「単元を貫く問い」（以下「問い」）を知り、学習の見通しをもつ。

第2次 「問い」を念頭に置きながら、日本国憲法の三つの基本原理（「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」）について、教科

書や資料集などを使って考える。

第3次 「問い」に対し、様々な資料を吟味、活用しながら、立論を作成する。

第4次 班で立論の検討や役割分担を行う。

第5次 学級全体で討論会を行い、「問い」に対する考えを深める。

第6次 日本国憲法改正の是非について自分の考えをまとめ、新聞に投書する。

## ⑦ 本時の授業

### 1) 本時の指導目標

日本国憲法第96条改正の是非について考えることにより、改憲や護憲を主張する人々の中には、次のような考えがあることに気づくことができる。

#### <改憲論者>

・第96条の改正要件を緩和し、時代の流れにあった憲法改正ができるようにするべきであると考え

る。  
・前文を改め、わが国の歴史、伝統、文化等を踏まえた「国柄」や共生社会の実現に向けての公と私の役割分担という観点から、国民の義務・責任や国の責務について位置づけるべきであると考え

る。  
・第9条2項の戦力の不保持を改正し、国際平和に積極的能動的に貢献するために、自衛隊を国防軍と位置づけるべきであると考え

る。  
・新しい時代に対応する「新しい人権」（知る権利、プライバシー権、肖像権、自己決定権、環境権など）を盛り込むべきであると考え

#### <護憲論者>

・第96条の改正要件は、憲法が掲げる価値の体系を守る要であり、他国の憲法と比べても決して厳しすぎるものでもなく、政党の枠を越えた国会議員の同意が必要であると考え

る。  
・日本国憲法の本質は、国民を縛る道具ではなく国家権力への歯止めであるという立憲主義に基づており、特定の価値観の押しつけは認められないと

考える。  
・前文で掲げられた平和主義の精神と合わせて考えれば、国防や国際貢献という名のもとで行われるすべての戦争を放棄するべきであると考え

る。  
・「新しい人権」は基本的に現行憲法の解釈によって十分保障できるものであり、また、新たな人権規定が増えれば衝突の機会も増え、結果的に調整役としての国家権力の出番が多くなると

### 2) 本時の評価規準

ア 討論学習に意欲的に参加することができる。

[関心・意欲・態度]

イ 改憲派、護憲派の主張について「必要性」と「許容性」を軸にしながら、質問や反論、判定をすることができる。

### 3) 本時の授業過程 (10/11時間)

過程	学習活動[言語活動]	形態	教師の指導・支援	評価とその方法
導入	1 司会の説明を聞き、学習の見通しをもつ。	斉	(1) 討論会で気をつけてほしい点について教師が確認する。	
	【単元を貫く問い】：「日本国憲法第96条を改正すべきである。是か非か。」			
展開	2 立論を行う。 【①自分の考えを説明する】	G	(2) 双方の立論が終わった時点で、主張のポイントを確認させる。	
	<p><b>M 1 「現実との矛盾の解消」</b>                      [発] 第9条の改正により、自衛隊を国防軍と位置づけ、現実との矛盾が解消される。                      [重] 有事に対し十分に備えることができ、国民の安全を守ることができる。</p> <p><b>M 2 「真の民主主義の実現」</b>                      [発] 改正要件が緩和されることで、少数政党が発議の主導権を握ることがなくなる。                      [重] 多くの国民が支持した政党の意思により発議されることは、健全な民主主義である。</p>		<p><b>D 1 「立憲主義が弱まる」</b>                      [発] 国家や家族や「公」といったものが重要視されるようになり、個人の尊重や立憲主義が衰退する。                      [深] 政権を握っている政治家によって、国民が操られるようになる。</p> <p><b>D 2 「基本的人権が侵害される」</b>                      [発] 国民の義務や責任の規定が増える。                      [深] 本来、憲法は法律が基本的人権を過剰に規制しないよう歯止めをかけるものであり、その機能を失うことになる。</p>	
開	3 質問や反論を行う。	G	(3) 議論がかみ合っていない時は教師が積極的に介入する。	ア 意欲的に参加している。【観察】
	<p>M1 平和主義は日本国憲法の三大原則の1つであり、改正できる範囲にない。                      M2 憲法は国家に歯止めをかける大切なものであり、簡単に発議できるようになれば民主主義の崩壊につながる。</p>		<p>D1 多くの国民は立憲主義が弱まるような改正を臨まない。考えすぎである。                      D2 国民は国家の構成員であり、もっと権利だけを主張するのではなく、義務を負うべきである。</p>	
	4 ジャッジから質問をしたり、どの主張が優勢かを述べる。	個	(4) ジャッジのコメントを生かしながら、ディベーターの発言意欲をかき立てる。	
	5 双方反論、総括を行う。 【②要点を記録し、反論や判定を行う】	G	(5) 互いの理由づけや根拠について論理的かどうかを分析的・批判的に聞くように促す。	イ 効果的な質問や反論をしている。【観察】
	6 判定を行う。	個	(6) 生徒が判定を行う前に、対立する論点についてまとめる。	

(2) 単元の授業記録

「日本国憲法を変えることはできるのだろうか？」

日本国憲法第96条の改正の是非について問題意識をもつ

憲法の本質について知り、日本国憲法第96条を改正することは、国民にとって良いことなのか、それとも悪いことなのかを考え始める。

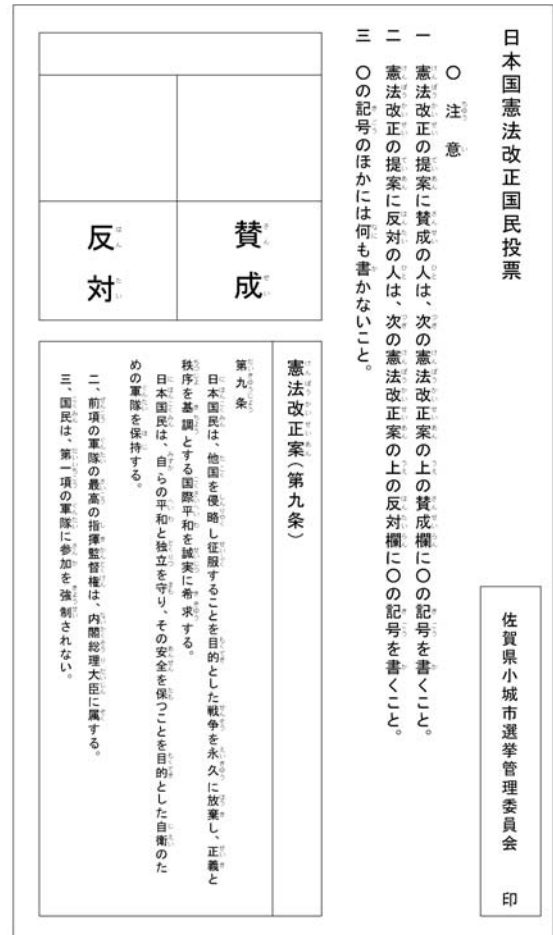
単元のはじめに、「憲法は誰に向けられたものか」について考えた。38名中29名の生徒が、憲法は国民に対して向けられたものであると考えていた。憲法は国民を縛るものではなく、国家権力の行使に歯止めをかけるものであることを知ると多くの生徒が驚いた。生徒たちは、これまで夫婦別姓の問題にかかわる民法改正やこんにやくゼリー死亡事故にかかわって消費者基本法などについて考えてきた。このように社会問題と法との関係に

ついて考えてきたものの、憲法そのものの意味については考えていなかった。したがって、憲法を改正する必要性や不要性についてほとんどの生徒が考えたことがなかったのである。

憲法改正の是非についての世論調査の結果を知ると、年によって多少上下はあるものの、半数近くの国民が憲法を改正する方がよいと考えていることに「大人はそんなことを考えているんだあ」という声があがった。実際に憲法を改正するためには、どのような手続きをとるのかについて、第96条や国民投票法について確認し、自民党が示している第9条の改正案と図1の投票用紙を使い、国民投票のシミュレーションを行った（自己存在感）。投票の結果、19対17で改正に反対という結果になった。生徒たちは、票数が競っていたことで、投票の重みを実感したようであった。

シミュレーション後、第96条の「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」という規定が厳しいか、厳しくないのかについて自分の考えをまとめ、グ

図1 国民投票用紙



生徒指導の機能を生かしたワークシート

6-1 学習課題の設定・学習評価計画-日本国憲法について考えよう-  
3年[ ]組[ ]号氏名[ ] 教 pp85-111

1 憲法とは何だろうか？

憲法とは( )を縛るものではなく、( )の行使に歯止めをかけるものである。

憲法は、その国の国民の生き方を大きく左右するもの

2 あなたは、日本国憲法に対して、改正した方がいいのではないかと考えていることはありますか？

改正した方がいいのではないかと思うことが ( あり ・ ない )

理由は

自己決定をさせ、自分の考えを書かせる。その後投票させることで、自己存在感や共感的人間関係が育まれることをわらう。

3 国民はどう思っているのだろうか？ 下の世論調査の結果をみて考えよう。

	2008年	2009年	2010年
憲法を改正する方がよい	43%	52%	43%
憲法を改正しない方がよい	43%	36%	42%

読売新聞社の20年の世論調査結果をもとに筆者が作成

この世論調査の結果から言えることは

4 日本国憲法は、改正することができると思いますか？

改正することが ( できる ・ できない ) と思います。

理由は

自己決定をさせ、自分の考えを書かせる。その後、意見交換を行う。相互交換により、生徒同士の共感的理解につながることをわらう。

「問い」の設定 1 -

日本国憲法第96条は、憲法改正に関して次のような規定を置いています。

この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

つまり、憲法改正の手続きは

①( )の発議  
②( )の承認  
③( )が国民の名で公布

の3つステージに分けられる

5 憲法改正の「国民投票」は具体的にどうなっているのだろうか？投票シミュレーションもしよう。

<投票権者>  
投票権者は18歳以上の日本国民

一人一人に賛否の判断をさせことで、自己存在感を高めることができる。

<投票の結果>  
・投票総数(賛成票と反対票の合計、白票等無効票を除く)の過半数の賛成で憲法改正案は成立  
・最低投票率制度は設けられない。

6 「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」という規定は厳しいと思いますが、思いませんか？

この規定は ( 厳しい ・ 厳しくない ) と思います。

理由は

自己決定をさせ、自分の考えを書かせる。その後、意見交換を行う。相互交換により、生徒同士の共感的理解につながることをわらう。

【単元を貫く問い】

	学習活動の流れ	時間	自分のめあて	評価 X/A/O/S
1	単元の「問い」を考え、学習計画表をみて、この学習の見通しをしよう。	1.0	-----	
2	日本国憲法の三つの基本原理に関するワークシートの問題を解き、「問い」に対する基本的な知識をよせよう。	6.0	-----	
3	教科書や資料集、補助資料等を読み、「問い」に対し、様々な立場から立論と反論を作成しよう。	1.5	-----	
4	討論会の役割分担をしよう。	0.5	-----	
5	ディベートを行い、「問い」について多面的・多角的に考えよう。	1.0	-----	
6	学習単元について振り返ろう。単元テストを受けよう。	1.0	-----	

「問い」の設定 2 -

グループで意見交流を行った（自己存在感・共感的人間関係）。

その後、学級全体でも意見交流を行い、「日本国憲法第96条を改正すべきか」という現実的な問いについて探究していくこととなった（自己存在感・共感的人間関係）。

「第96条を変えるとどんなことが起こるのだろう？」

### 第96条の改正条件が緩和されることで発生することを予測する

日本国憲法の三つの基本原理（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）の基礎的・基本的な内容について学習し、リアルな問いについて立論を作成し、討論会で考えを深める。

生徒たちは、日本国憲法の三つの基本原理に関する基礎的な知識について教師の説明を聞いたり、教科書を使いながらグループで教え合いをしながら習得していく中で、問いについて自分の考えを確立していった（自己存在感・共感的人間関係）。立論を作成する際は、同じ立場の生徒同士でグループを作らせ、相談しながら進めていった（自己存在感・共感的人間関係）。立論完成後、グループ毎に集まり、話し合いによって一人一役の役割分担をしていった（自己存在感・共感的人間関係・自己決定）。

討論会では、まず、肯定側と否定側の双方から、第96条の改正条件が緩和されること自体の是非と、仮に緩和されたときに発生するであろう国民にとって良い点と悪い点について主張が展開された（自己存在感・共感的人間関係）。

<肯定側立論>

#### 『本当の独立国家になる』

GHQに押しつけられた憲法をもっている国は、本当の独立国家とは言えない。日本らしい国柄を記し、愛国心を育む憲法をつくるべきである。

#### 『改憲しなすくなり、民主制が強くなる』

ドイツは51回改正している。日本の改正要件は厳しすぎ。必要な時に改正できないのは民主国家ではない。過半数の同意でも改正できないのは民主主義ではない。

新しい人権も憲法に入れ、国民の意思が反映された憲法をつくるべきである。

<否定側立論>

#### 『国民が危険にさらされる』

改正条件緩和により、9条や前文の改正が簡単になり、国防軍の誕生や愛国心を育むことになる。入隊する人が減少し、国の安全が脅かされることになる。

#### 『勢いで一時の不合理な判断を招く』

改憲を一時の不合理な判断で行うべきではない。コロコロ改憲されるようになれば政治の不安定を招く。現状でも改憲は手続き上可能であり、3分の2以上の賛成という慎重さでちょうどよい。

双方の主張内容を確認した後、反論・再反論が展開された。特に、「日本国憲法制定の歴史と憲法に国柄を明記することの是非」や「改正要件緩和と憲法に新しい人権を明記することの是非」について議論が白熱した。

### 立論シート

6-4 「日本国憲法第96条を改正すべきか」 pp85-111

立論シート 3年[ ]組[ ]号 氏名[ ]

<結論> それでは立論を始めます。よろしくお願いします。  
私は、憲法第96条を改正すべきで（ある・ない）と思います。なぜならば、  
からです。

<理由づけ> それでは、このことについて説明していきます。

<データ> (証拠資料) 証拠資料① 出典:「  
証拠資料② 出典:「

☆自分の立論に対して予想される相手の「反論」を考え、その「再反論」を考えよう!  
《相手の反論》 《自分の再反論》

立論シート

## &lt; 双方反論 &gt;

## ■ 憲法制定の歴史と国柄を明記することの是非

否：国柄や愛国心は憲法に書く込むものではない。

肯：GHQ案の憲法で愛国心が失われた。

肯：国会議員の選挙の投票率がとても低い。これは国のことを思う人が少なくなっているからだ。愛国心を書き込むべきだ。

肯：韓国では、80%の人が国のために何かしたいと考えている。日本はわずか10%程度という調査結果が出ている。

否：GHQ案をもとに帝国議会で3ヶ月間審議しているので、押しつけではない。

否：国柄や愛国心といったものは憲法に書き込むのではなく、別で行えばよい。

肯：日本は敗戦国だから、GHQ案をもとに審議することを拒否することができなかった。

肯：憲法に国柄を書き込む必要がないと考えること自体が、すでに愛国心がない。

否：帝国議会で3ヶ月間審議した事実は重い。

否：憲法に国柄や愛国心が記されると法律により、私たちが自由にいろいろな考えをもつことができなくなる。

肯：でも、GHQ案を受ける前に、日本が提示した憲法案をGHQが拒否したわけだから、今の憲法は押しつけである。

否：3ヶ月間の審議の意味は重い。

肯：憲法という国の基本法をたった3ヶ月間で審議しつくせるわけがない。

## ■ 改正要件緩和と新しい人権を明記することの是非

肯：アメリカは17回、ドイツは51回改憲している。もっと改正しやすくするべきである。

否：日本は今まで改正する事柄がなかったから改正がゼロなのである。

肯：それは違う。嫌煙権やプライバシーの権利など改正を望んでいる人は多い。

否：プライバシーの権利など新しい人権を全て憲法に書くことは不可能。憲法第13条の解釈で十分保障できる。

肯：67年も前に作られたものなので、現在の人権保障が不十分である。明記した方がよい。

否：全部書くことは不可能だし、何か漏れてたら憲法に書かれてないということで逆に人権が保障されないということも起きる。

肯：書かれていないことで、人権が保障されないことの方が大きい。時代に応じた憲法にした方がよい。

否：今、新しい人権は第13条の解釈で対応できているんだから、このままでよい。

双方反論の時間があっという間に過ぎ、総括（最終主張）の時間となった。肯定側も否定側も反論の内容をうまく取り入れた総括を行った。

## &lt; 肯定側総括（最終主張） &gt;

帝国議会で行われた3ヶ月間の審議は、国の基本法である憲法を審議するには不十分な時間であり、また、国を思う気持ちが失われてきているという問題もあります。時代とともに人権も変化してきており、改憲した方が、主権者である国民にとってよいことだと思います。

## &lt; 否定側総括（最終主張） &gt;

憲法に国柄と愛国心を書き込むことは自由にもの考えることの否定につながるし、新しい人権は第13条を解釈することで問題は出ていない。改憲しない方が、主権者である国民にとってよいことだと思います。

## 「日本国憲法の将来像を考える」

## 主権者として国の基本法のあり方について考えをまとめる

今までの学びを振り返り、一主権者として、日本国憲法のあり方について考えをまとめる。

生徒たちは、現実的な問いの答えを求めて討論会などを行いながら他者と学びを深めてきた（共感的人間関係）。これまでの学びを振り返り、国民一人一人の基本的人権が最大限尊重され、かつ、民主国家としても繁栄していくための日本国憲法とは、どうあるべきかについて生徒たちは自分の考えをまとめていった（自己決定）。以下に示したものは改憲に賛成、反対の生徒の考えの代表的なものである。



《改憲に反対の生徒の考え》

私は日本国憲法を改憲する必要はないと思います。私は、現在の憲法の下での生活で改憲を望むことがないし、現在の日本国憲法を解釈することで十分私たちの人権は守られていると思うからです。

しかし、世の中には、嫌煙権や自己決定権などの新しい人権や愛国心を育むために国柄を憲法に書き加えてほしいという声があります。私は、これらは個人の価値観によって左右される部分が大きいのだと思います。なので、憲法で保障してしまうのには慎重になるべきだと思います。

例えば、自己決定権の臓器提供に関してですが、本人がいくら臓器提供を希望していたとしても、残された家族の気持ちも優先すべきだと思います。残された家族の中で、身内の死を冷静に受け止めることができる人がどれだけいるのでしょうか。亡くなった直後に、移植というのは強い衝撃を感じる人も少なくはないと思います。

また、愛国心に関しても、この言葉の意味の捉え方が様々であり、憲法に書き込むことではないように思います。愛国心という言葉を日本の歴史を尊敬する態度と考える人もいれば、自分の国をよりよい国にしたいと思う心と考える人もいます。

このように個人の価値観が大きく分かれることは憲法に書き込むのではなく、現在の憲法の解釈で対応する方が、私たちが間違った方向に進んでいかないのではと思います。ですから、私は現在の日本国憲法を簡単に改正できるようにすべきとは思わないし、改正しない方がよいと思います。

《改憲に賛成の生徒の考え》

私は日本国憲法を改憲すべきだと思います。近年、日本ではプライバシーを守る権利や知る権利など、憲法に直接規定されたいないことがらを認めていこうとする動きが見られます。これらの権利は社会が発達するにつれて尊重されるようになったもので、国民を守るものです。つまり、今の時代に必要で求められている権利なのです。しかし、今の日本国憲法では改正条件が厳しく、改正するのが困難です。そのため、世の中の事態の変化、社会のニーズに柔軟に対応することができません。憲法改正のための規準をもう少し緩和すれば、本当にそのとき国民が求めている権利に対し、対応していくことが可能となります。必要な時に憲法を改正し、国民の意見を反映させることができるのが、

本当の民主国家と呼べるのだと思います。

ただ、改憲の基準を緩和することに反対という人の意見の中に、人権を認めすぎると個人主義が強くなりすぎてしまうというものがあります。実際、現在でも未婚の人が増え、その結果、少子社会が進行していることを1つの例として挙げる人もいます。

私も個人主義が行き過ぎるのはよくないと思いますが、主権者は国民なのです。国民一人一人の人権が保障されることが、国の基本にあるべきだと思います。ですから、私はまず第96条の条件を緩和し、改憲しやすい憲法にしたほうがよいと思います。

## 5. おわりに

本研究の第一の意義は、社会科という教科指導に生徒指導の機能を取り入れ、教科目標の達成につながる実践を示したことである。小集団活動や学級全体での討論活動を仕組みながら、生徒の意見交流の場の保障を目指した。そのことにより、生徒が自己存在感を感じ、生徒同士の共感的人間関係を育むことにつながったと考えられる。

本研究の第二の意義は、社会科という教科モデルを使い、他教科や道徳、特別活動等にも転移する生徒指導の機能を生かした指導方法を示したことである。教科内容が異なっても、自己指導能力を育成する基本的な指導方法は変わらないのである。

今後は、今回明らかにした指導方法を使いながら、生徒会活動や学級の係活動などでの実践につなげていきたい。

## 【引用文献】

- 1) 法務省法務総合研究所. 犯罪白書 (平成20年版) 少年非行. 国立印刷局 2009
- 2) 文部科学省 生徒指導提要 p5 教育図書 2010
- 3) 学事出版 生徒指導学研究・創刊号 日本生徒指導学会 2002

## 参考文献

- 諸富祥彦 「新しい生徒指導の手引き」  
図書文化 2013

- 八木秀次 「日本国憲法とは何か」  
PHP研究所 2003
- 井芹浩文 「憲法改正試案集」 集英社  
2008
- 百道 章 「憲法の常識」 常識の憲法  
文春新書 2005
- 憲法改正フォーラム 「改憲は必要か」  
岩波書店 2004
- 愛敬浩二 「改憲問題」 筑摩書房 2006